

○厚生労働省告示第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第五十条第十一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和二年一月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇二十二 (略)</p> <p>二十三 (一R・二S) 一〇二一 (二・四) ジメチルピリミジン 一〇五 (イル) オキシ」メチル」一〇二 (三) フルオロフェニル 一〇N (五) フルオロピリジン」一〇二 (イル) シクロプロパンカル ボキサミド (別名レンボレキサント) 及びその製剤</p> <p>二十四〇三十四 (略)</p> <p>三十五 三〇一 (四S) 一〇八」ブromo」一〇メチル」六」ピリジン 一〇二 (イル) 四H」イミダゾ」一〇二」a」一〇四」ベンゾジ アゼピン」四」イル」プロピオン酸メチル (別名レミマゾラム) 、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>三十六〇四十二 (略)</p>	<p>一〇二十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二三〇三十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三四〇四十 (略)</p>